

粉乳中毒事件史の現在（中）

森永問題とは何か

戸倉恒信

三、「私どもの」事件の思考誤謬

被害者でも加害者でもない能瀬英太郎は、2005年に『森永ヒ素ミルク中毒事件——発生から50年、被害者救済事業の実施状況』を著している。本論では便宜上これを『能瀬論文』と呼ぶが、この論文は大学等に於いて毎期「大量生産」されているような、何故にそれが問題となるのかすら明らかでない「学位論文」とは、異なる代物である。また、「発生から50年」という節目に著される書物は、回顧録的なものが一般的であるが、この論文はそれとも異なっている。言うなれば『能瀬論文』とは、節目を借用して事件史に内在する問題を噴出させた、論文という名に相応しい書物であった。勿論、わたしがこう認識するのは

根拠があつてのことである。それは例えば、これに呼応する形で中島貴子が『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』（以下『中島論文』）を著し、更にそれに対して被害者組織が『書簡』を発信する、といった一連の状況に求められる。回顧録である前に「対話」を引き起こした歴史的事実が、論文の社会的価値の何たるかを実証したからである。そこで、この『能瀬論文』を紐解く前に、森永事件が問題となる理由を、右にいう『書簡』に即して説明しておこう。そこに措定する「思考法」を把握することは、後に提出する諸命題への理解を容易にするからである。

まず、この『書簡』を手にした認識者は、「この度は私どもの森永ヒ素ミルク中毒事

件に関心をお持ちいただき」云々、という起筆の一句に目を奪われたはずである（史料一）。述べるまでもなく、歴史的事件に「私どもの」所有権が発生していたことに、思いが及ばなかったからである。しかし、半世紀目にして発せられたこの一句は、却つて事件を私的に処理する志向の所在を明確した。事件の解釈をめぐる、誰が正／誤の評定者であるのかを『書簡』の書き手は「所有者」の立場から演繹したからである。とすれば、わたしたちはこの事件の「所有者」が被害者組織である点に留意しなくてはならない。被害者組織は、アプリオリに「被害者」の代弁者なのであり、従つて自らを「証人」として俎上に載せている。だから、被害者でも加害者でもない『書簡』の読み

2006年1月24日

独立行政法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター
非常勤研究員 中島貴子 殿



森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会

理事長 小畑芳三

研究論文「森永ひ素ミルク中毒
事件50年目の課題」について

この度は私どもの森永ひ素ミルク中毒事件に関心をお持ちいただき、ありがとうございます。

さて標記論文が、昨年11月に貴職より発表されたことを、今月になって知りました。論文内容では、事件経過の詳細な把握がされています。また、事件関係の資料収集の重要性は、ご指摘のとおりで、その対応策について現在、組織討議を行っています。

ところで、論文作成における研究者の自由は当然保障されるべきですが、事実関係に大きな誤解を与える事項に限って以下指摘します。

論文は、被害者の現状について「本稿ではこの点は扱わない」と論文の範囲を限定しながら、救済事業の基本に対する誤った一部の者の言動だけが冒頭で扱っています。

1つは、事件の当事者でもなく、現在の被害者救済事業や守る会運動に何ら責任を持たず、むしろ事業や運動に敵対している能瀬英太郎氏の主張を引用しているということです。それは「恒久対策案として合意された具体策31項目中滞りなく実施されているものは4項目に留まり（中略）多額の資金を必要とする事業20項目は全く実施されておらず、実施しない理由も明らかにされていない」という部分です。この点について、貴職には恒久対策案の守る会としての位置づけとひかり協会の救済事業との関係について、歴史的事実にもとづいて能瀬氏の誤りを詳しく説明しました。この中で「実施していない理由も明らかにされていない」という能瀬氏の主張の誤りも貴職は理解されたはずで

2つ目は、岡山・広島両弁護士会へ申し立てをしているケースがあると

史料一：守る会が発信した『書簡』（抜粋）

手は、ここに「正しい歴史認識」が展開していることを、書き手の存在性から知ることになったのである。「私どもの」というコードは、誰の言説が「誤り」かを、書き手の存在性から画定している。被害者組織が、「救済事業の基本に対する誤った一部の者の言動だけ」を扱った『中島論文』が「誤り」である理由を、「事件の当事者でもなく、現在の被害者救済事業や守る会運動に何ら責任を持たず、むしろ事業や運動に敵対している能瀬英太郎氏の主張を引用し」（傍点）は筆者）たことに求めた所以である。し

かし、この「証人」の信憑性は如何にして確保されるのか。右のロジックに則れば、その理由づけは、事件の「所有者」が被害者組織であるが故に信憑性がある、という循環論に求められよう。だとすれば、何がこの存在者に事件を知悉させ、「正／誤」評定する権限を与えたのか、という問いが喚起する。かくして、わたしたちはここに『能瀬論文』の誤りを指摘しないが故に誤りであることと、被害者組織にとつて敵対している人が誤りであることを、被害者組織の存在性から演繹すること自体が「森

永問題」のフアクターであることを知るのである。しかし、その正／誤は既に明白である。歴史的命題の当否を、人や組織の存在性に引きなおす「知識」の不毛は、どの命題が有効で、どれが無効かを腑分けする前に、予めその人や組織の存在を色分けする不寛容と共にあるではないか。岡崎哲夫が「人間社会のヒューマニズムの限界に挑み」続けなくてはならなかった理由は、日本的「ヒューマニズム」が、こうして人を利害的関心に還元し、そこから命題の「正／誤」を評定する志向を持ち続けるからである。ならば、わたしたちはこの閉じ込められた知を、あるべき手順に従って開いてゆかなくてはならない。そもそも不寛容——循環論証の誤謬——に寛容なヒューマニズムなど存在し得ないのだから。

それにしても、『中島論文』とは、『書簡』が危惧するような「現在の救済事業への否定的かつ重大な誤解を与える内容」をもつ代物だったのだらうか。これについては、残念ながら『書簡』は答えを出すのに性急過ぎていて。著者は、確かに論文内で「未曾有の食中毒事件の被害者は、半世紀を経た今日、どのような状況におかれているのか、これは社会全体で問うべき重要な課題である」と提起し、事件の当事者とは異なる

・視・点・から、蓄積してゆく問題に切り込む糸口として『能瀬論文』を媒介させている。しかし、この態度は読み手に「重大な誤解」など与えない。なぜなら、社会全体で問うことが「50年目の課題」である以上、引用された『能瀬論文』への検証も行われるからである。命題の正／誤を評定するのは、即ち論理法則という不文の法規範に従うということである。かくして、被害者組織による「重大な誤解」認識自体が、両氏の論文によって命題化する。述べるまでもなく、如何に被害者組織にとつて「一部の者の言動」が「誤り」であろうとも、その当否は認識者自らが事件の「所有者」であることを自答することでは立証されない。命題への評価が社会的に容認にされるか否かは「歴史」が検証する、という当たり前のことを、『書簡』の書き手はまず先に理解すべきであろう。

四、世代に応じた「救済事業のあり方」

K・ヤスパースは、人の存在が知識の対象として決定できない理由を、ジュネーブの国際会議の場でこう述べたことがある。

私が人間を、その人間について知られている範囲だけに閉じ込めてしま

えば、私はその人間の消息に通じているという思いがかりによつて、或いは其の人間に非人間的な歪曲を加えることによつて、計画的にその人間を好きなように動かすことになる。これに反して、根源から発するその人間の可能性を未決定のままに残しておくとするれば、その人間は、私にとつては、どこまでもその人間であつて、私がこれを好きなように動かすことは全く不可能である。（『新たなヒューマニズムの條件と可能性』橋本文夫訳・1951）

正確な表現ではないが、「計画的にその人間を好きなように動かす」企てとは、ナチス・ドイツに瀰漫した「全体知」を揶揄したものであつた。戦前から「技術と政治の時代」を生きたヤスパースの戦後的言説は、人をアプリオリに「知られている範囲」に閉じ込め、ドクテージを選び出して隔離し、社会全体で迫害行為を容認したモチベーションを炙りだしている。ここにいう「可能性を未決定のままに残しておく」という視点は、人の「全て」を掌握しようとする法システムへの抵抗を意味する。この言説は、「戦後」を新たな時代の「始まり」と

して論じる、戦後日本の言論界により多くの反省を強いている。ナチス崩壊後のドイツに比して、しばしば反省の方法的視点の欠落が指摘される日本の「戦後」認識であるが、未処理の問題に向き合わずして、新たな時代の到来など期待できるはずもないのである。本論の冒頭で暗示したように、戦後に生じる「森永問題」を糸口とするのは、もとより戦後に連綿と続く全体主義との距離感からなのであつて、森永事件を論じるためだけにあるのではない。だから、こうした意味合いから『能瀬論文』も検証されなくてはならないのである。

まず当該論文の趣旨は、森永事件の発生から二十年後、即ち1974年に「ひかり協会」が発足する契機となつた——その前に於ける森永、国（厚生省）、守る会との間で取り交わされた——『三者会談確認書』（以下『確認書』）と、そこに措定している『森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案』（以下『対策案』）の内容を踏まえた上で、「救済事業の現在」を検証するというものであつた。その具体的体裁は、前半に於いて三者合意に至る、即ちひかり協会が成立するまでの二十年史を振り返り、後半で『対策案』の内容と実施情況とのつき合わせ作業が行われていた。そ

の作業は、1984年にひかり協会が守る会と被害者だけで作る太陽の会とが連名で著した『三十歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項』（以下『三十歳代を迎えて』）を焦点として、そこに記された「重症被害者に対する生活保障事業としての手当ての内容は、公的給付と合わせて、国民的合意の得られるものとする。本人の所得水準額は、三十歳の勤労者の賃金の六十%とする」（傍点は筆者）という決定事項の根拠——「勤労者の賃金」の出典が不明だという疑念によって行われている。確かに、翌85年に著された、その「趣旨を正確に理解するため」の『補注』を見ても、算出根拠となる分母が依然不明のままであった（史料二）。そして著者は、実際に給付

された金額を示して、一級（重度）被害者の「加害企業森永から受ける補償としての生活手当てが二級（中度）被害者よりも少な」くなる矛盾——軽重緩急の倒錯を指摘するのであった。思うに、先の『書簡』が言及している「事実関係に重大な誤解を生む問題」は、恐らくこの矛盾認識と何らかの関連があるのだらう。だとすれば、この矛盾が「誤解」であることを、『書簡』の書き手は「国民的合意」の得られるよう、事実関係に基づいて説明しなくてはならないはずである。

ところで当時、ひかり協会は「発達遅延研究会」という組織へ『発達遅延者の健康、発達、自立に関する研究報告』（以下『研究報告』・1987）の提出を依頼している。

「生活保障・援助」の項の「本人の所得保障の水準額は、三十歳の勤労者の賃金の六十%とする」について趣旨を正確に理解するため、次のとおり付記する。
本文章について、三者が合意した趣旨は、救済事業の対象が被害者本人であることから、生活保障事業の金銭給付の内容は、本人の生活費を賄うことができるような所得保障の水準額を設定すべきであると考えたものである。従って「三十歳の勤労者の賃金の六十%」の表現は、この考え方を勤労者の賃金にてらしてあらわしているものである。

昭和六十年十月二十日

史料二：
『三十歳代を迎えて』の補註

この『研究報告』は、先ず冒頭で嘗て該研究会がひかり協合理事長へ提出した本『研究の意義・目的と内容』を振り返り、発達遅延者は「成人した後も、食事などの身辺生活、健康管理、金銭管理など親を中心とする家族に支えられながら日常生活を送って」「これまでこうした被害者の保護・養育・世話にあたってきた親の多くは高齢に達しつつあり、30歳代の発達遅延者の生活と自立の見通しを確立することは、ひかり協会事業の急務の課題」であることを述べている。この内容は、同年に「確認」された『三十歳代を迎えて』でも言及されている。しかし報告は続けて「発達遅延者は老化が早いと一般的に言われている」ことに触れた上で、本研究が「事業のあり方を総合的に明らかにしようとするもの」であることを説明し、「本研究においては、視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害など他の障害を併せもち、それらの障害が生活上大きな困難をもたらしている発達遅延者は対象外とした」という。さて、ここに生じる疑問は、『研究報告』が、事業のあり方を総合的に明らかにすることを目的にしているにもかかわらず、「生活上大きな困難をもたらしている発達遅延者は対象外」にする理由は何なのかである。「30歳

代の発達遅延者の生活と自立の見通し」を考ふるに際し、障害が生活上大きな困難を齎すはずの「被害者」を対象外とする「知識」とは何なのか。これについて『研究報告』は、次のように述べている。

重度発達遅延者は中軽度発達遅延者に比して自立と発達に向けてより困難な課題があり、親亡き後の対応もより深刻ではあるが、現状は就労の状態にある者、訓練の状態にある者も含め、親その他の関係者による保護や世話により中軽度遅延者よりむしろ安定した状態にある。将来も親に代る保護や世話が必要不可欠である。それに対して中軽度遅延者は転職や離婚など社会的に不安定な状態にある者が多いが、それは社会的自立に向かいつつもそれがなかなか達成できない状態を意味しており、それだけに協会救済事業の果たすべき課題が大きいという判断により、本研究の研究課題をそこに限定することにした。(上掲書)

研究者は、「障害が生活上大きな困難をもたらしている発達遅延者は対象外と」す

る根拠について、「中軽度遅延者は転職や離婚など社会的に不安定な状態にある者が多い」からだと説明している。しかし、「転職や離婚など」が「社会的に不安定な状態」を指し示し、「社会的自立に立ち向かいつつもそれがなかなか達成できない状態を意味」という解釈は、わたしたちの経験から帰納的に獲得される知識とズレがありはしまいか。本論では「人間の可能性を未決定のままに残しておく」配慮から、本研究の具体的内容には立ち入らないが、研究の「対象」が画定されることになった右の理由は、『能瀬論文』が指摘する矛盾「認識」を紐解く上で、一つの参考的事例となるのではなからうか。

五、修辞法としての「一切の義務」

『能瀬論文』が提起した問題への反論の事例紹介は後に行うとして、まず『三十歳代を迎えて』に記された「重症被害者に対する生活保障事業としての手当ての内容は、公的給付と合わせて、国民的合意の得られるものとする」、という項目の「国民的合意」が、如何なるコンセンサスから提示されたのかを知っておく必要はあろう。『能瀬論文』では、このことは「森永の合意が得られる」の間違ひではないか」と

解しているが、答えを急がず、そうした解釈が生まれる根拠となった、三者合意の『確認書』を再確認しておこう。

まず、史料三に示した『確認書』をみてみよう。第一項には「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する」と記されている。ここには、誰が「誰」に謝罪し、どういう義務を負うかが示されない、点に注意を要する。「被害者救済のために一切の義務を負担する」という構文は、「誰」を対象にしたというよりも、予めその事業のあり方を視野に入れた表現だといえるからである。実体化されない「被害者」への言及を避け、飽く迄も経験の対象としての被害者「救済」を述語に据える所以である。その上で、「一切の義務」ということは用いられた。つまり、「一切の義務」という印象を以って経験の対象の中身は画定されるというわけである。しかし「一切」という外延を持たない概念は、もとより『対策案』に照らしてその充実度を計るような語彙ではない。それは、「企業の責任を全面的に認め、心から謝罪する」ことを表すために援用された、いうなれば「道義的」概念であった。ただ、

発生から十数年経過して「確認」された第一事項が「心から謝罪する」ことである。実は、嘗ての『闘争二十年史』を貫く構造がどういう性質なのかを物語っている。宮沢節生が指摘したように、企業の側では問題とならない経済的資源が、被害者の側で枯渇するのを待つ（『法過程のリアリティ』信山社・1994）戦術は、森永事件に於いて忠実に実行された。そしてこの歴史的责任は、「一切の義務」という一言によつ

て整理されたのだといえる。では、第二項目には何が「確認」されていたか。ここでは「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案を尊重し、全ての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会（ひかり協会）の判断並びに決定に従うことを確約する」と記されている（傍点は筆者）。ここでは、ひかり協会と森永の主従関係が

三者会談確認書

確 認 書

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会（以下「守る会」という。）及び森永乳業株式会社（以下「森永」という。）は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談（以下「三者会談」という。）を続けてきたところ、今日までに下記の記事について、互いに合意に達したので、ここにそのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（以下「恒久対策案」という。）を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
3. 「森永」は前二項の立場にたつて救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約する。
5. この確認書は、被害救済のための第一歩であつて、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

厚生大臣	齋藤 邦吉	印
森永ミルク中毒のこどもを守る会理事長	岩月 祝	一印
森永乳業株式会社社長	大野 勇	印

史料三：『三者会談確認書』

規定されているが、森永が従うのは、飽く迄もひかり協会の判断並びに決定であり、それに付帯する形で森永は『対策案』を「尊重する」と「確認」されている。しかし、森永がひかり協会に従うのであれば、同時にひかり協会に対する守る会の義務、並びに同協会と『対策案』との拘束性如何についても規定されるべきところ、そうした記載はない。ここに、事業内容が終始公物化されない循環構造の所在が垣間見えるのである。この理由については、第三項目に記された「森永」は前二項の立場に立つて救済対策委員会（ひかり協会）の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する」という一文から実証できる。結局のところ、「確認」された事柄とは、ひかり協会の費用負担を森永が行う点と、協会委員の「判断並びに決定」に、出資者である森永が従うという相互規定だったのである。だとすれば、この「前二項の立場」とは、「誰」のためかを明示せず、権義関係を明示せず、ひかり協会と『対策案』との拘束性を明示しない意味を、協会委員の「判断並びに決定」に従う森永にフィードバックすること、で再構成される「立場」だといえよう。かくして、そういう意味の総仕上げが、



史料四：『恒久救済対策案』の詳細な規定内容

「厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する『恒久対策案』の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会（ひかり協会）が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約する」という第四項によって施される。援助や協力という、恰も「恩恵」を漂わせる直喩によって『確認書』の趣旨はヤンワリと包みこまれている。例の「ドキュメンタリー」番組では、救済事業を「行政だけでは支えきれない部分をひかり協会が支援する」と紹介し

ていたが、『確認書』を再確認してみると、そもそも「合意」された内容自体が朦朧としていて、その後に意味が横滑りしてゆく現実が、「確認」できるのである。つまり、この構造については「道義」的ことばの散りばめられた『確認書』と、個々の課題について詳細に規定されている『対策案』のコントラストから予見可能だったはずなのである。

さて、回り道をしたが、ここに至って何故『三十歳代を迎えて』では「国民的合意」

に言及したのかを考える意味が浮上する。『確認書』の「合意」内容に照らせば、ひかり協会が自らの専制性を以って「国民的合意」を明示したことまでは推測可能である。しかし、だからと言って、『能瀬論文』のようにそうした「合意」に積極的な意味を与えてはならない。アプリアオリに「国民的合意」という概念へ好意を込め、そこから「森永の合意」として否定的に解釈することは、この『確認書』の「合意」内容を追尋することにはなっても、そうしたテクストの精読作業から隔絶して、諸項目に内在するモチベーションを問うことにはならないからである。「国民的合意」というコードが歴史的に包含する問題を明らかにすることなく、「50年目の課題」を処理することは、戦後的反省を通過せず、平和的なイメージから「戦後」を演繹することに等しい歴史「認識」の問題を呈するはずである。この動機を問う作業は、次節に於いて述べられる。

（つづく）
（とくら つねのぶ）

連絡先：douis@ms53.hinet.net